平成２３年（フ）第１１４号
島根県飯石郡飯南町頓原2328番地13
破産者　三上　義光
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０号
山口県岩国市三笠町２丁目６番40号
破産者　森中　　保（旧姓早川・本橋・白見）
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２６号
山口県柳井市柳井4801番地１
破産者　本田　周太（旧姓田名部）
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２８号
山口県熊毛郡田布施町大字上田布施221番地27
破産者　大野　香織（旧姓清末・金成）
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３５号
山口県宇部市大字中宇部1744番地１
破産者　岡山　　満
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１９３号
香川県高松市高松町2415番地15
破産者　善生　味希
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９４号
香川県高松市高松町2415番地15
破産者　善生　照子（旧姓國宗）
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２５号
香川県綾歌郡宇多津町1876番地
破産者　中川　幸二
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４４号
香川県坂出市府中町5431番地６
破産者　久長　　隆
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７７号
香川県丸亀市土器町東６丁目300番地蓬莱ニューマンション109号
破産者　大林　友美（旧姓川邊）
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１７３号
愛媛県松山市南高井町1119番地３
破産者　松下　春雄
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
愛媛県松山市天山１丁目５番６号
破産者　安永　恵輔
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３４号
愛媛県松山市祝谷町１丁目５番35号　アルファライフ道後101号
破産者　藤本　政俊
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３７号
愛媛県松山市青波町甲150番地１
破産者　都築　佳奈
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
高知市吉田町７番24号　小笠原アパート西側１階
破産者　片岡　浩司
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２８号
高知市北竹島町418番地12　千頭マンション207
破産者　長山喜代子
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３８号
高知市神田1172番地６、住民票上の住所高知市新屋敷２丁目23番７号
破産者　中西　麻里
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５４号
高知市十津３丁目４番８号　エルヴィラージュⅠ・205号
破産者　松本　　純
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５６号
高知市横浜東町３番28―２号
破産者　萩野　裕一
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６号
福岡県宮若市福丸165番地８
破産者　吉弘　和子
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３９号
福岡県直方市大字植木1863番地５
破産者　奈木野郁美
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２２号
熊本県球磨郡錦町大字木上西1538番地
破産者　恒松　香織
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第３９号
宮崎県都城市太郎坊町2047番地２
破産者　清藤奈々美（旧姓濱口）
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

更生計画認可

平成２２年（ミ）第１１号
神奈川県小田原市根府川667番地
更生会社　株式会社小田原城カントリー倶楽部
1　決定年月日　平成23年７月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と要旨
第１節　更生計画の基本方針（省略）
第２節　更生計画の要旨
1　更生債権等の弁済方針
⑴　更生担保権
確定債権額を更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括弁済する。
⑵　優先的更生債権（公租公課）
延滞金等について会社更生法の規定に従って免除を受け、免除後の確定債権額については、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り納付する。
⑶　在籍会員（今回退会の意思表示を撤回した会員も含む）の預託金債権にかかる一般更生債権
①　権利の変更
元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額のうち98.75％、及び更生手続開始決定後の利息・損害金の全額につき免除を受ける。